

令和6年度事業計画

1 英霊顕彰事業

(1) 総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進等

我が国が今日享受している平和と自由な社会の礎となられた戦没者に対し、国家、国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

戦没者を祀る靖国神社に、国を代表する内閣総理大臣が参拝し、尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことである。今後とも、総理、閣僚の靖国神社参拝の定着化に向けて、日本遺族会を通して運動を推進していく。

(2) 高知県護国神社の慰霊行事への奉賛協力等

本県においては、知事の高知県護国神社への参拝が、春秋の例大祭等へ継続して行われており、遺族はひとしく感謝している。引き続き、県内の地方公共団体の首長等に参拝を求めていく。

同時に、神社に対し本会役職員による例大祭等各種慰霊行事への奉賛協力を行うとともに、神社総代会などの機会を通して、慰霊行事の充実に向けた取り組みを提言していく。

(3) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は、各自治体が率先して実施すべきである。今後とも、県内の自治体による追悼行事が継続実施されるよう要望していく。

地域の遺族会は、遺族の高齢化に伴い参列者が減少していることから、孫・ひ孫との参加を促すほか、参列支援への配慮を行う。また、式典についても、若人による「平和の作文」の朗読や献花など、若い世代が積極的に参加する内容に見直し、次の世代に引き継いで行けるよう要請していく。

(4) 忠霊塔の維持管理等事業

遺族会として取り組んだ忠霊塔の調査や清掃活動、戦没者遺品など戦時資料の収集について、適宜にホームページの更新を行うとともに、会員への遺品等の収集の呼びかけを継続する。

特に、遺族の高齢化により困難になりつつある忠霊塔の維持管理について、行政等に対し引き続き積極的な支援を求める。

(5) 戦跡慰霊巡拝などの実施

① 節目の年でない本年度の沖縄「土佐之塔」への慰霊巡拝は、必要最小限の役職員により1泊2日で実施することとし、現地式典会場へ各自で直接来場しての参列については、事前の申し込みによる受付を行う。

②日本遺族会等が行う海外慰霊巡拝に本会青年部員が参加する場合は、研修事業として参加助成金の支給について適宜判断する。

(6) 遺児慰霊友好親善事業等

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、終戦80年の令和7年度をもって終了予定とされる中、昨年度より付添者の戦没者の孫、ひ孫、甥、姪等に対し、旅費の補助金が一部認められたことから、遺児に青年部世代とともに参加してもらえよう、遺族会報やホームページへの掲載のほか、県及び市町村の広報誌への掲載依頼などにより、参加者募集に努める。

【令和6年度実施地域】

広域地域 15地域、延べ16回、792名（予定）

特定地域 3地域、108名（予定）

一方、参加対象者が比較的広く認められている厚生労働省主催の慰霊巡拝事業は、次のとおり実施される。当該事業についてもPRに努めるとともに、青年部員の参加に当たっては、自己負担軽減のため、高知県の補助対象事業として助成金の支給を検討する。

【令和6年度政府主催慰霊巡拝実施地域】 10地域（予定）

(7) 遺骨収集帰還事業等

この事業への若い世代の参加を一層促すため、遺族会報等での啓発を行うとともに、日本遺族会に対して、一般の方の参加を促進するためのPR活動の徹底や参加しやすい環境づくりに努めるよう積極的に働きかける。

【令和6年度実施地域（遺骨収集）】 16地域（予定）

(8) 全国戦没者追悼式への参列

全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて、遺族会報で参加募集し、県と共に遺族団を引率・参列する。また、国費参列者の増員とともに旅費等の増額などについて、日本遺族会を通して引き続き要請していくとともに、旅程等を見直し、自己負担額引き下げを検討する。

2 広報啓発事業

(1) 遺族会報の発行

高知県遺族会報を年4回発行し、国の援護行政の情報、県内の各地区遺族会の活動状況や日本遺族会の動向などの情報の適宜提供に努める。

また、各役員による地域の遺族会の活動状況など地域情報の提供や会員などに対し広く投稿を求める。

(2) その他

高知県遺族会のホームページの活用や日本遺族会が発行する「遺族通信」の購入頒布

等により、遺族会の目的、組織や活動内容の積極的なPRを行う。

3 遺族福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この理念に基づいて改善が行われるよう、日本遺族会を通して強く国に働きかける。令和7年に最終償還を迎える特別弔慰金は、時限立法のため、万が一継続できなければ遺族会の存続を揺るがす事態を招くことから、日本遺族会の組織全体で改めて支給の趣旨と制度について学び、継続、支給要件緩和の実現に向けて要望活動を行う。

また、遺族の援護に関する相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関の円滑な業務の遂行につなげる。

(2) 遺族運動推進事業

- ① 当面、遺族運動の中心となる遺児等は、世代交代が進む中で、若い世代と共に、追悼式への参加や慰霊碑の維持管理など遺族会活動に取り組む。
- ② 厳しい生活を乗り越え高齢を迎えた戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。
- ③ 遺族大会は、高知県遺族会の現状や事業への理解を深めるような開催内容とするとともに、各支部と青年部との交流も図る。
- ④ 日本遺族会中国・四国ブロック会議を高知県で開催する。(令和6年10月6日、7日)

(3) 青年部事業

青年部は、これまでの親世代の遺族会活動を引き継ぐため、その拡充に向けて主体的な取り組みを進める。また、日本遺族会の研修活動への積極的な参加や他支部の青年部との交流などを通して、遺族運動への理解を深め、資質の向上を図る。

なお、遺族会は、青年部の積極的な活動にむけて、極力若い世代が参加しやすい負担、日程などを検討し実施に努める。

4 組織の維持・強化

高知県遺族会は、会員の減少とそれに伴う年間収入の縮減、財源の逼迫傾向が続いており、効率的な運営に努めながら、青年部を中心として会員を増やし、遺族会活動を次世代青年部へ継承していけるように取り組む。

(1) 会員及び財源の確保

遺族会及び各地区遺族会は、会員及び財源の確保に向け、一層の連携を図り、次のよ

うな取り組みを推進する。

①支部をはじめ地域の遺族会は、行事参加者や特別弔慰金受給者などを中心に会員の確保を図り、会員名簿の整理・作成に努める。また、名簿の活用などにより、遺族会活動の後継者として、戦没者の孫、甥・姪やその子たちの遺族に対し入会を促す。

また、ブロック・支部体制については、県遺族会の現状を踏まえた見直しを継続する。

②遺族会は、後継者としての孫・ひ孫を中核とした「青年部」組織の拡充に向け、地域の遺族会と連携し後継者の実態調査を継続する。

また、対象者等に対し、各地区遺族会と連携し、追悼行事や研修会への参加を促進するなど、遺族会等に対する理解を深め、入会者の確保に努力する。

③会費の減少や金利の低下により、財源の確保が大きな課題である。このため、新たな会員の確保、事業負担金の確保など、安定的な財政運営の確保に努める。

また、会員等への寄付の呼びかけ、特に、特別弔慰金受給者に対し、組織活動への理解を求め、当面する課題に対する拠金を募るなど、あらゆる方途を講じ財源の確保に努める。

④会員の減少・高齢化等で解散する地区遺族会については、個人で会員を継続したい意向のある者に対し、奉賛会員への移行を促す。

(2) 運営体制の効率化等

組織の効率化を円滑に進めるとともに、青年部をはじめとする若い世代の運営への参画を促す。

(3) 行政との連携の促進

これまで、不戦を誓い平和を祈念する活動は、遺族会と県及び市町村等が連携しながら、取り組みを進めてきた。

今後、遺族会は青年部を中心とした小規模な組織活動となることが想定されることなどから、遺族会事業の継続に向け、県や市町村等の行政との連携を強めていく必要がある。

喫緊の課題として、地域の忠霊塔の維持管理などへの財政的な支援に加え、地域の他団体での管理などに向けた多面的な行政的支援が求められる。

また、これからの若い世代が、戦争のない平和な時代を実現していくためには、戦争の記憶を語り継ぐ取り組みが、様々な分野で重要性を増してくる。このため、次世代に戦争の記憶を伝承する「平和の語り部事業」を日本遺族会の計画等に基づき、地域の実情に合わせて取り組んでいく。